

次 第	顛 末
1 開 会	事務局：学校教育課長 吉岡 武志
2 あいさつ	中村教育長
4 自己紹介	各委員・事務局（名簿順）
5 協 議	<p>（議長：高山 会長）</p> <p>・今回の会議に係る議事録の確認を行う委員として、 山崎 委員 及び 篠原 委員を指名</p> <p>（１）：（事務局）</p> <p>「東松山モデル『つなぐ』の進捗状況について」報告をさせていただきます。 本市では、一昨年８月に大変痛ましい事件があり、二度とそのような事件を起こさないために、東松山モデル「つなぐ」を提唱し、全県・全国に発信をして、現在、全庁・全市をあげて取り組んでいるところです。</p> <p>この「いじめ問題調査審議会」におきましても、子供たちの健やかな成長を支えるための、「つなぐ」の一つとして位置づけられるものと、とらえています。そのため、委員の皆様に対し、まず始めに「つなぐ」の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>「つなぐ１」の「家庭」の主な取組としては…</p> <p>①『チェックシート「大丈夫？」』、『子育て「こんなところに気をつけて」』を作成し、小・中学校の全家庭に配布・周知をいたしました。</p> <p>②「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置いたしました。</p> <p>③「在宅子育て支援チケット」（１０枚つづりのもの）を小さい子がいる家庭に配付し、悩み相談等、活用してもらっています。</p> <p>④妊娠時から、中学校卒業時までの様々な具体的支援について紹介している「知って安心子育てガイド」を作成しました。</p> <p>「つなぐ２」の「学校」では…</p> <p>①「生徒指導専門職員」を配置し、２月末時点で１９３回、学校や関係機関等への訪問・指導をしていただいています。また、今年度スクールソーシャルワーカー</p>

カーを1名から2名に増員しました。

- ②電子メール相談窓口の開設。市内の全小・中学校の児童・生徒に、「SOS つなぐカード」を配布し、相談体制の強化をいたしました。
- ③「道徳教育・命の教育」のさらなる充実ということで、今年度、市内の全中学校において、「赤ちゃん抱っこ体験」活動を実施いたしました。

「つなぐ3」の「地域」では…

- ①「サポートチームの結成」・「ケース会議の実施」
- ②「愛の一声運動」の推進。これは、市の子育て支援課が主で行っているものですが、今年度については、延べ1157名の方々に参加していただきました。

「つなぐ4」の「関係機関」では…

- ①「東松山地区少年非行防止ネットワーク」これは、月に1回、県警が召集する形で、関係各所が東松山警察署に集まり、「東松山地区の子供たちの現状について」や「今できることについての情報共有・情報連携」を行っております。
- ②「庁内連携体制の充実」ということで、定期的に「庁内連携会議」を開催し、市としての情報共有・情報連携を図っています。
- ③リーフレットの配布などを通して、保護者に対しての啓発活動を、積極的に行っているところです。

協議1については、以上です。

(質疑応答)

(野村委員)

- ・「サポートチームの結成」・「ケース会議の実施」とは、具体的にどのようなものですか。

(事務局)

- ・「サポートチームの結成」については、東中と南中において「いじめ・非行防止等サポートチーム」というものを結成しています。これは、警察・児童相談所・保護司・民生児童委員など様々な立場の方で構成され、現状についての情報共有やそれに対して何が実際にできるのかといったことを話し合っています。「ケース会議の実施」については、課題のある子供、家庭について関係各課・関係諸機関が集まり、情報共有・情報連携をしています。

(篠原委員)

- ・「SOSつなぐカード」によるメール相談窓口の開設とありますが、学校では、携帯・スマホを持たないようにと指導をしているのではないのですか。

(事務局)

- ・今は、児童生徒に、携帯・スマホを持たないようにという指導はしていません。実際に持っている児童生徒もかなりの割合にいるというのが現実ですので、正しく使えばいい点もたくさんあるものなので、間違った使い方をしないようにという観点で、啓発リーフレットの活用や専門的な方を講師に招いての指導をしているところです。

(2) : (事務局)

「本市のいじめの現状について」報告をさせていただきます。

12頁は、平成23年度から平成28年度まで、過去5年分の国・県・市における「いじめの認知件数および解消率」を示した表になります。今年度については、本市のみ12月31日までの調査結果がすでに出ておりますので、この表に記載をさせていただきました。

これらは、毎年、全国の小・中学校で統一して行っている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の、「いじめ」に関する調査結果をまとめたものです。「いじめの認知件数」は、国・県・市ともに年々、増加傾向にあります。これは、「いじめ防止対策推進法」が平成25年に施行となり、それに伴って、いじめの定義やいじめの態様が改められて示されたこと。また、いじめに対する教職員の理解や意識が高まってきていることの表れであると考えられます。

また本市では、昨年度の「いじめの認知件数」が、小学校44件、中学校39件でした。小学校・中学校ともに、認知されたいじめは、昨年度末までにすべて解消しており、解消率は100%です。

いじめの認知件数については、年々、増加傾向にあります。これは、軽微なものであっても、訴えがあればすべていじめと認知し、解消を図っているためです。このことは、国や県で出されている方針に則ったものであり、いじめの認知に対する理解が進んでいることを示しています。また解消率をご覧くださいますと、29年度については、少し数値が低いと思われる方もいるかもしれません。これについては、今年度、「いじめの解消」の定義が改訂されたことが大きく影響しています。改訂の内容については、別添資料「本市のいじめ防止基本方針：改訂版」の11ページに記載されております。後程、協議事項(3)のところでも改め

て説明をさせていただきますが、「いじめの止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続しているものであり、本人および保護者の同意・確認をこまめにとること」というように定義が新たに示されました。

本市における「いじめの取組状況」としては、「いじめ防止対策推進法」にもありますように、各学校が実態に応じて「対策委員会」をつくり、法に則って全教職員で組織的に取り組んでいます。今後も、「いじめを訴えやすい体制づくり」をさらに推進していけるよう、市内の全小・中学校に働きかけていきます。

協議事項2については、以上です。

(3) : (事務局)

「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針改訂版」について、説明をいたします。

これは、平成29年10月に国や県の改訂版をもとに、本市改訂版として、各小・中学校に示したものです。改訂箇所については、赤字ならびに下線部によって、わかりやすく示しています。

改訂の内容につきましては、9頁から10頁で、「いじめを、必ず学校全体の組織で情報を共有し、取り組むこと」と示しています。

また、11頁から12頁で、「いじめの解消の定義について、新たに、本人および保護者が、3か月以上いじめのない状態が続いているという判断をしていること：要確認・要了承」と示しています。

さらには、13頁において、「学校は、詳細な調査をすることなく安易に『いじめはなかった』という判断はしないこと」と示しています。

主な改訂の内容については、以上です。

(山崎委員)

・いろいろな課や部署が自分の専門だけではなく、互いに有機的に横断的に重なり合い、連動し合えるような仕組みが必要だと思います。

(事務局)

・本市において昨年度より立ち上げ、実効ある取組・仕組みとして現在も進めています「つなぐ」がまさにそれにあたるものです。

関係各課・関係諸機関のすべてが情報共有・情報連携をし、互いに有機的に連動し合えるように、また、それぞれが今できること、すべきことを検討し、進めていくために「つなぐ」の取組を推進しているところであります。

5 その他	<p>(事務局)</p> <p>・次回の日程ですが、平成30年度の審議会は、「いじめの重大事態」が生じない限りは、平成31年1月～2月頃を予定しております。日程の詳細が決まりましたら、早めに連絡ならびに資料の提供をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
7 閉会	事務局：学校教育課長 吉岡 武志
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>平成30年 3月27日 署名委員 山崎 晃史</p> <p>署名委員 篠原 輝義</p>	